

○矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱

平成28年3月29日

告示第70号

改正 平成30年5月25日告示第63号

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱（平成23年矢巾町告示第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、環境負荷の少ない社会の構築に向け、町民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で、矢巾町補助金交付規則（昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象要件）

第2条 補助金の交付対象は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1） 個人により電灯契約される建物で、住居（店舗、事務所等と併用住宅を含み、別荘及び集合住宅を除く。）として使用されるもの
- （2） 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については、電力会社に売電することができるシステム
- （3） 太陽電池の最大出力の合計値（キロワットを単位とし、小数点第3位を切り捨て。以下同じ。）が10キロワット未満であること
- （4） 価格が1キロワットあたり50万円以下（消費税を除く。）であること
- （5） 未使用品であること

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。ただし、町税（地方税法（昭和25年法律第226条）第5条に規定する市町村税をいう。以下同じ。）を滞納している者は、その対象とならない。

- （1） 町内に住所を有する者（法人を除く。）
- （2） 自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を結ぶ個人であること

(3) この要綱による補助金を受けたことがない者

(平30告示63・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽電池の出力1キロワット当たり2万円を乗じて得た額とし、6万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事請負契約書に記載の工期終了後6か月以内に、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 発電システムを設置しようとする住宅の位置図

(2) 発電システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

(3) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書の写し

(4) 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し

(5) 発電システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し

(6) 発電システムの設置場所等の設置前後の写真

(7) 住民票又は登記簿謄本

(8) 町税の滞納がないことを証明する書類

(9) 矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付請求書（様式第2号）

(10) その他町長が必要と認める書類

(平30告示63・一部改正)

(補助金交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めるときは矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付すべきでないとき認めるときは、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」

という。)が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

(2) その他、この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により取り消しをしたときは、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金決定取消通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(処分の制限)

第8条 補助金交付対象者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ矢巾町新エネルギー導入事業費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第6号)により処分の申請を行い、町長に承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金に係る財産処分承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月25日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた補助金の交付申請について適用し、施行日前に受けた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

矢巾町長 様
〒 ー
住 所
氏 名 (印)
(電話番号 ー ー)

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付申請書

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請いたします。

- 1 設置場所
矢巾町 _____
 新築住宅 既存住宅 建売住宅
- 2 設置工事完了年月日
年 月 日
- 3 太陽電池の最大出力
_____KW（小数点第2位未満を切り捨て）
- 4 設置に要する経費（税抜き）
_____円
- 5 補助金交付申請額
_____円（積算：20,000円×最大出力）
- 6 製造業者及び施工業者
製造業者 _____
施工業者 _____（電話番号 ー ー）
- 7 添付書類
 - (1) 発電システムを設置しようとする住宅の位置図
 - (2) 発電システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
 - (3) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書の写し
 - (4) 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
 - (5) 発電システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し
 - (6) 発電システムの設置場所等の設置前後の写真
 - (7) 住民票又は登記簿謄本
 - (8) 町税の滞納がないことを証明する書類
 - (9) 矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付請求書（様式第2号）
 - (10) その他町長が必要と認める書類

注 「補助金交付申請額」は、太陽電池の最大出力合計値に2万円を乗じて得た額（上限6万円。千円未満の端数は切り捨て。）

様式第2号（第5条関係）

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付請求書

年 月 日

矢巾町長 様

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け矢巾町指令第 号で補助金交付決定を受けた矢巾町新エネルギー導入事業費補助金について、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

(1) 金融機関名 農協・銀行・信金・労金

(2) 支店名 本所・支所・出張所・本店・支店

(3) 預金種類 普通 当座

(4) 口座番号

(フリガナ)

(5) 口座名義

様式第3号（第6条関係）

矢巾町指令第 号
年 月 日

様

矢巾町長 印

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金につきまして、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 太陽光発電システム設置場所

2 設置する設備の規模等

(1) 最大出力 K W

(2) 製造業者

3 補助金交付決定額 金 円

様式第4号（第6条関係）

矢巾町指令第 号
年 月 日

様

矢巾町長 印

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金につきまして、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

矢巾町指令第 号
年 月 日

様

矢巾町長 印

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け矢巾町指令第 号で通知した矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付決定について、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取消しします。

記

理由

補助金交付決定取消金額 金 円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

矢巾町長 様
〒 ー
住 所
氏 名 ㊟
(電話番号 ー ー)

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金に係る財産処分承認申請書
矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり対象機器の処分の承認を申請します。

1 補助金交付決定番号

年 月 日付け矢巾町指令第 号

2 設置場所

矢巾町 _____

氏 名 _____

3 太陽電池の最大出力（小数点第2位未満を切り捨て）

_____ KW

4 補助金交付申請額（積算：20,000円×最大出力）

_____ 円

5 処分の方法

売却・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・その他

※該当する項目を○で囲んで下さい。

その他については具体的に記入してください

6 処分の時期

年 月 日から

7 処分の理由

(注) 矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第7条の規定に該当すると認められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第7号（第8条関係）

矢巾町指令第 号
年 月 日

様

矢巾町長 印

矢巾町新エネルギー導入事業費補助金に係る財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記財産処分承認申請につきまして、矢巾町新エネルギー導入事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、補助財産の処分を承認したので通知します。

様式第1号（第5条関係）

（平30告示63・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）